

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、外国人向けボランティア情報提供（以下、「情報提供」という。）実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本事業は、ボランティア等の活動を希望する在住外国人向けにボランティア募集や研修会等の情報を提供することにより、活動への参画を促進することを目的とする。

(実施場所)

第 3 条 本事業は、公益財団法人横浜市国際交流協会（以下、「協会」という。）において行う。

(実施内容)

第 4 条 本事業は、情報提供を希望する外国人等に対して、ボランティア活動等に役立つ情報を E メールで一斉配信する。配信は、不定期で行う。

(提供する情報)

第 5 条 提供する情報の内容は、次の条件を満たすものとする。

(1) 横浜市及び近隣で行われる活動、または横浜市在住・在学・在勤者を参加対象に含むもの。

(2) 次のいずれかに該当する活動。

ア 母語や多様な文化的背景を活かすことが期待されるボランティア活動

イ 日本語が不十分な外国人等でも参加可能なボランティア活動

ウ その他多文化共生のまちづくりに資する活動のうち、協会が適当と認めたもの。

エ 上記に関する研修会等。

但し、以下のいずれかに該当する情報の配信は行わない。

オ 営利活動

カ 特定の政治上または宗教上の活動

キ 個人間でのボランティア活動（個人による言語交流など）

ク その他 YOKE が適当でないと判断する活動

2 上記に関わらず、横浜市域における大規模災害等発災時に、避難情報など人命・安全に係る情報及び「横浜市外国人震災時情報センター」設置に関する情報等、協会が適当と判断する情報の配信を行う。

(情報提供希望者の登録)

第 6 条 情報提供を希望する外国人等の登録は、次の通りとする。

(1) 登録条件

登録条件は、Email でのやり取りができる者とする。

(2) 登録方法

協会ウェブサイト内専用フォームから登録申請を行う。

(3) 登録期間

登録期間は、登録日より、登録者から登録抹消の申し出があった日までとする。

(4) 登録費用

登録費用は無償とする。

(その他)

第7条 その他事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成30年5月1日から施行する。
- 2 平成30年11月1日一部改正。